

令和6年度

総会資料



中央こども園 保護者会

第1号議案

令和5年度 事業(活動)報告承認に関する件

事業(活動)報告

中央こども園保護者会

月 日	事業(活動)報告	
4月1日	入園式	
5日	役員会※	母の日・父の日プレゼント決め
15日	役員会	保護者会資料作成・保護者会費封筒作成
16日	連合保護者会総会	
5月11日	保護者総会書面表決集計	
6月8日	役員会※	おまつりウィークプレゼント決め
7月3日	おまつりウィーク	プレゼント提供・役員お手伝い
3日	役員会※	運動会プレゼント決め
8月20日	小野まつり	子どもひろばブース出展お手伝い
10月1日	運動会	規模を縮小して開催のため今年度はお手伝いなし
10月29日	役員会※	クリスマス会プレゼント決め
11月7日	役員会	先生への記念品・卒園児記念品決め・次年度役員選
1月29日	役員会※	在園児進級記念プレゼント決め
2月17日	役員会※	新役員顔合わせ・三役選出
3月25日	卒園式	
3月31日	会計報告及び会計監査	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から今年度の役員会はこども園内で開催せず SNS(グループ LINE)での打ち合わせを行いました。

第2号議案

令和5年度 決算報告に関する件

決 算 報 告 書

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	備考
保護者会費	580,800	589,800	月額¥600/名 当初78名 最終84名
事業収入	50,000	0	夕涼み会・コミセンバザー売上
雑収入	50	5	貯金利息
前年度繰越金	475,284	475,284	
収入合計	1,106,134	1,065,089	

支出の部

単位：円

科目	予算額	支出済額	備考
市連合負担金	26,400	26,400	¥300×78名 = ¥23400 + 施設割¥3000
事業活動費	450,000	279,147	プレゼント代
会議費	30,000	0	会議費 新旧役員引継ぎ
研修費	0	0	三者研修費
慶事費	30,000	37,110	結婚祝 御見舞い 餞別代 袋代
交通・通信・事務用品費	40,000	33,579	役員交通費 役員手当 年間事務費 備品代 目録代
保護者会記念品費	150,000	168,500	卒園記念品
予備費	379,734	0	その他
支出合計	1,106,134	544,736	

収入済額 **1,065,089**

支出済額 **544,736**

差引残額 **520,353 (翌年へ繰越)**

月	日	収入概要	金額	月	日	支出概要	金額
4	1	前年度繰越金	475284	4	13	施設費	3,000
5	30	4・5月分保護者会費				連合保護者会費	23,400
		1,200×78名	93600			袋代	110
7	6	6・7月分保護者会費		4	17	年間事務費	10,000
		1,200×79名	94800	5	19	父の日・母の日プレゼント代	49,440
7	6	7月分保護者会費		6	21	夏祭り景品代	45,517
		600×2名	1200	6	27	入院御見舞い代	2,000
8	9	8・9月分保護者会費				袋代	110
		1,200×80名	96000	9	19	運動会景品	46,160
8	23	8・9月分保護者会費追加		11	28	文房具代(ゴム印)	3,820
		1,200×1名	1200	12	11	クリスマスプレゼント代	44,530
9	11	貯金利息	2			文房具代(ゴム印)	1,901
		9月分保護者会費追加		1	14	卒園記念校区外	17,500
		600×2名	1200	1	19	卒園記念校区内	38,760
10	10	10・11月分保護者会費		2	6	結婚祝い1名分	10,000
		1,200×84名	100800	2	8	在園児プレゼント代	37,240
12	11	12・1月分保護者会費		2	13	園への卒園記念品	168,500
		1,200×84名	100800	2	13	画用紙代	110
2	6	2・3月分保護者会費		2	16	目録代	638
		1,200×82名分	98400	3	11	園外活動費	10,000
2	6	2月分保護者会費		3	11	役員手当	7,000
		600×1名	600	3	15	餞別4名分	25,000
2	8	2.3月分保護者会費追加					
		1,200×1名	1200				
3	11	預金利息	3				
		収入合計	1065089			支出合計	544,736

以上 収支合計 = ¥520,353

次年度繰越金 ¥520,353

令和5年度 以上の通り報告いたします。

収入合計	<u>¥1,065,089</u>
支出合計	<u>¥544,736</u>
差引残高	<u>¥520,353</u>

上記、差引残高を次年度会計へ繰越させていただきます。

前期会計 林 鮎美 

後期会計 河合 かつり 

令和5年度の会計に関する証拠書類と共に監査した結果、
適正と認めたので報告いたします。

会長 西賀 朋香 

副会長 本谷 友子 

副会長 小松 美知子 

第3号議案

令和6年度 役員

役員	氏名
会長	小林 実夏
副会長	藤本 由佳
副会長	池田 真理
会計	藤田 佳誉
会計	岩崎 綾
連合	多井 麻美
書記	笠江 みなみ

第4号議案

令和6年度 事業計画(案)

令和6年4月	入園式(1日)
9月	おまつりウィーク (2～6日)
令和7年3月	ひな祭り会 卒園式 (23日)

※行事は状況により、中止や変更の場合があります。

第5号議案

令和6年度予算(案)

収入の部

単位:円

科目	予算額	備考
保護者会費	623,400	(月額600円×84名)×12ヶ月 (月額600円×11ヶ月:1名※①)(月額600円×8ヶ月:2名※②) (月額600円×4ヶ月:1名※③)
雑収入	350	貯金利息(50円)、令和5年度卒園記念品差額分(300円)※④
前期繰越金	520,353	
収入合計	1,144,103	

※①5月入園予定 ※②8月入園予定 ※③12月入園予定
※④令和5年度校区内卒園記念品体操服購入に係る差額分

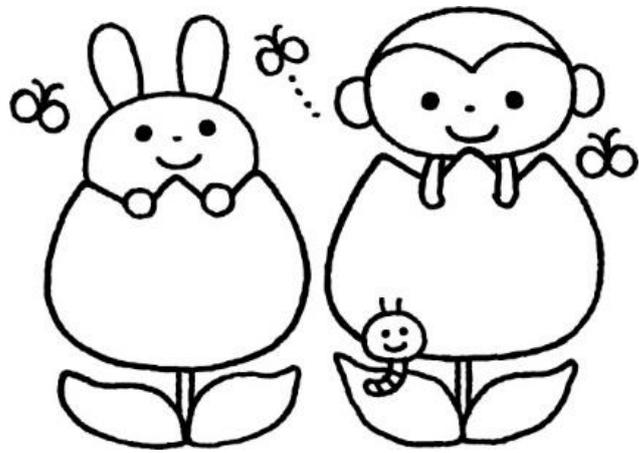
支出の部

単位:円

科目	予算額	備考
市連合負担金	28,200	300円×84名=25200円+施設費3000円
事業活動費	450,000	プレゼント代
会議費	30,000	会議費 新旧役員引継ぎ
慶事費	30,000	見舞い 餞別代 他
交通・通信・事務用品費	40,000	役員交通費 役員手当 年間事務 備品代 目録代
保護者会記念品費	150,000	卒園記念品
予備費	379,734	
支出合計	1,107,934	

保 護 者 会

会 則



社会福祉法人 中央保育所
中央こども園 保護者会

小野市新部町 916-1

TEL 0794-66-2944

中 央 こ ど も 園 保 護 者 会 会 則

第 1 条 (名称及設置)

本会は社会福祉法人中央保育所中央こども園保護者会(以下「保護者会」という。)と称し、事務所を中央こども園内に置く。

第 2 条 (会の組織)

本会は中央こども園(以下「こども園」という。)在園児の保護者会を会員として組織し、小野市連合保護者会に加入する。

第 3 条 (目 的)

本会は児童憲章の理念に則りこども園の運営に協力し、児童の福祉を増進することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するためにこども園と協議して次の事業を行う。

- (1) 児童心身の健全な発育能力の開発に必要な環境や条件の整備
- (2) 児童福祉を増進するための研究及び協議会の開催
- (3) 家庭とこども園及び関係団体との連絡調整その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 (役 員)

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 ～1名
- (2) 副会長 ～2名
- (3) 会計 ～2名

第 6 条 (役員を選出)

本会の役員は地域役員の中で三役及び監事2名を互選し、総会の承認を受ける。地域役員は、それぞれの定められた地域から選出する。

第 7 条 (役員の任期)

役員任期は1年とする。但し再任は妨げない、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会の運営に当たり会長事故ある時は会長を代理する。
- (3) 会計は会計事務を担当し総会において収支を報告する。

第 9 条 (会 議)

本会は次の会議を持つ

- (1) 総会
- (2) 役員会

第 10 条（総 会）

総会は本会の最高決議機関で毎年 1 回会長が召集し、会員の過半数の出席で成立し会計並びに会務について報告するほか、会員の選出、承認等を行う。
又、必要に応じ臨時に総会を開き、緊急の場合は役員会を以ってこれに代え、後日承認を求めることができる。

第 11 条（役 員 会）

役員会は随時必要に応じて会長がこれを召集し当面の諸問題を審議決定する外、総会決定事項の執行に当たる。

第 12 条（経 費）

本会の運営に必要な経費は会費による外、寄付金、事業収益金等を以ってこれに充てる。会費は園児一人につき月額 6 0 0 円。

第 13 条（会 計 年 度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条（会則の改廃）

この会則の改廃は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 15 条（委 任）

この会則の施行上必要な細則は、役員会において定め総会の承認を得る事とする。

第 16 条（書類の保管期間）

本会の各種書類の保管期間を過去 5 年分とする。

附 則

この会則は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

中央こども園保護者会慶弔規定

第1条

会員の家族及び関係職員に慶弔の事ある時は次の規定による。

第2条

弔辞について

- (1) 園児の両親、もしくは、これに代わる人の死亡
香料 3,000円 (3役会葬)
- (2) 園児の死亡
香料 5,000円 (全役員会葬)
- (3) 関係役員の死亡
香料 3,000円 (3役会葬)

第3条

慶事について

- (1) 関係職員の結婚
祝金 10,000円
- (2) 同上出産 (1男、1女のみ)
祝金 5,000円

第4条

疾病、障害について

- (1) 園児の入院、1週間以上を要する場合
見舞金 2,000円
- (2) 関係職員の入院
見舞金 2,000円

第5条

転退職について

- (1) 関係職員の餞別
勤続 1年以上 5,000円
勤続 10年以上 10,000円

第6条

以上の金品の贈答に対する見舞い返しや一般に行われている謝礼行為は一切行わない事とする。

附 則

その他必要な場合は3役会において決定する。